

## 入札のお知らせ

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施します。

令和5年4月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番 号	件 名	履行場所	履行期限	入札参加要件
委託第 30号	上下水道局樹木 育成・芝生保守 管理業務委託	秋田市上下水道局 (川尻庁舎および 八橋汚水中継ポン プ場敷地内)	令和6年3月 22日	秋田市総務部契約課 から造園工事A級又 はB級に等級格付さ れていること。 (基本的要件につい ては別に記載)
委託第 31号	送配水管路敷他 草刈業務委託	仁井田字新中島地 内ほか	令和5年10 月27日	

(2) 上記事項に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

### 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和5年5月10日（水）

委託第30号 午前10時10分

委託第31号 午前10時15分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 4階大会議室

(3) 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除

(4) 契約予定日 令和5年5月16日（火）

(5) 注 意 事 項

- ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

### 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和5年5月9日（火）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和5年4月21日（金）から同年5月9日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

秋田市上下水道局ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

### 4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和5年4月21日（金）から同年5月9日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

### 5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、令和5年5月10日（水）から同月11日（木）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、秋田市上下水道局ホームページにその旨を掲載する。

## 6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434